

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の概要

こども支援課

1 趣 旨

保護者が労働等により昼間家庭にいない概ね10歳未満の小学生に対し、授業の終了後や長期休暇中等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図る。（児童福祉法第6条の2第2項の規定による事業）

2 実施主体

市町村、社会福祉法人その他の者（保護者会等）（児童福祉法34条の7）

3 対象児童

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年の児童

ただし次の児童も対象 障害等により支援が必要な小学生 小学校4～6年の児童 家族の介護などの社会的事由により本事業の利用を必要とする小学生

4 運 営

（1）職員の配置

遊びを主として児童の健全育成を図る放課後児童指導員を配置する。

（2）放課後児童指導員の資格要件

児童厚生員（保育士、教員資格等を有する者）の資格を有する者が望ましい。

（3）年間開催日数

児童の就学日数、地域の実情等を考慮し、年間250日以上開所する。

平成21年度までは、特例として200日以上でも補助の対象

（4）開設時間

1日3時間以上とする。ただし、長期休暇中等は、原則、1日8時間以上開所する。

（5）開設場所

小学校の余裕教室や小学校敷地内の専用施設のほか、児童館、保育所や団地の集会室などの社会資源を活用し、活動のための専用スペースを設ける。

（6）児童数

1クラブ当たり70人以下とする。

平成21年度までは、経過措置として児童数が71人以上の場合も補助の対象

（6）その他

保護者、児童委員、民間のボランティア等の協力を得て実施する。

5 事業の内容

（1）児童の健康管理や情緒の安定を確保する。

（2）出欠の確認、児童の安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全を確保する。

（3）児童の活動状況を把握する。

（4）遊びの活動への意欲と態度の形成を図る。

（5）遊びを通して、自主性、社会性、創造性を培う。

（6）連絡帳等を通じ、家庭との日常的な連絡、情報交換を行う。

6 事業成り立ちの経過

- ・ 1940年代、日本各地で民間による学童保育が始まる。
- ・ 1960年代、各地の学童保育関係者の組織化（協議会等の設置）と、行政に対する制度化の要求活動が本格化する。
- ・ 1966年（昭和41年）文部省が「留守家庭児童会補助事業」を開始する。
- ・ 1970年（昭和45年）「留守家庭児童会補助事業」が廃止され、「校庭開放事業」に統合される。
- ・ 1974年（昭和49年）総理府「婦人問題総合調査報告書」にて、学童保育の制度化を提言される。
- ・ 1976年（昭和51年）厚生省が「都市児童健全育成事業実施要綱」により、児童育成クラブ（学童保育）を支援する事業が開始される。（放課後児童クラブへの国庫補助のはじまり）
- ・ 1991年（平成3年）厚生省が「都市児童健全育成事業」を廃止し、「放課後児童対策事業」を開始
- ・ 1994年（平成6年）中央児童福祉審議会の部会が学童保育の法制化を意見具申。また、政府の「エンゼルプラン」策定を受け、厚生省・大蔵省・自治省が「緊急保育対策等5カ年事業」を策定（この中で放課後児童クラブを1999年に9千箇所まで増加させる計画）
- ・ 1997年（平成9年）「児童福祉法の一部改正に関する法律」が成立し、学童保育が「放課後児童健全育成事業」として法制化される。
- ・ 1988年（平成10年）学童保育の法制化が施行され、社会福祉事業法（現社会福祉法）に基づく第2種社会福祉事業に位置づけられる。
- ・ 2003年（平成15年）次世代育成支援対策推進法が制定され、地域行動計画における特定14事業に位置づけられる。また、児童福祉法の一部改正により、放課後児童健全育成事業が「子育て支援事業」として、市町村の責務として位置づけられる。

7 運営の形態

- (1) 公立・公営・・・市町村が設置し、自ら運営する形態
- (2) 公立・民営・・・市町村が設置し、社会福祉法人やNPO法人、父母会等に運営を委託する形態
- (3) 民立・民営・・・社会福祉法人、父母会等が自ら設置し、運営している形態（多くは市町村が運営費を補助）

8 1日の流れ（一般的なもの）

- 14:30～ 学校から直接来所（低学年から） 個人毎きまったロッカーにかばん等を置く
- 15:00～ 宿題をする 宿題が終わった児童から、施設内や近くの空き地、校庭、体育館等での遊び
- 16:00～ みんなでおやつを食べる 食べ終わった子どもから再び遊びを開始
- 16:30～ 保護者の迎えが始まる
- 18:30～
- 19:00頃 閉所時間（最後の子どもが帰宅）

この他に、季節毎の行事や地域住民等との交流活動などを定期的に行う放課後児童クラブが多い。

9 父母会（保護者会）

放課後児童クラブに子どもを預ける保護者が、放課後児童クラブでの取組みや課題について話し合いをしたり、行事へ協力するための組織であるが、運営形態等によってその内容は大きく異なり、父母会が設置されていない放課後児童クラブもある。

一般的には、公立・公営の場合、運営主体である市町村が説明や意見を聞くための組織としての意味合いが強く、民立民営の場合は、運営に関する意思決定を担う組織としての意味合いが強い。

近年は、労働形態や家族形態の多様化等により、父母会へ出席する保護者が減少してきており、いわゆる「預けっぱなし」の保護者増加が問題となっている。

10 課題

- ・財政支出を抑えるため、運営費を抑制する市町村も出てきている。（質の低下の懸念）
- ・指導員の多くは、パート、臨時職員等の不安定な雇用形態のため、継続して従事する指導員が少ない。
- ・市町村や設置主体毎に開設場所、運営方法、受益者負担等が大きく異なるため、統一の指針や、一定の質の確保が困難な面がある。
- ・放課後子ども教室との一体的な実施により、放課後児童クラブが有する独自の役割、機能が失われるのではないかと懸念がある。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況

各年5月1日現在、長野県については中核市である長野市を除く

1 クラブ数、登録児童数及び実施市町村の状況

区 分		平成19年	平成18年	増 減
クラブ数	全国	16,685か所	15,857か所	828か所
	長野	286か所	283か所	3か所
長野市（参考）		17か所	17か所	0か所
登録児童数	全国	749,478人	704,982人	44,496人
	長野	13,240人	12,815人	425人
実施市町村割合 （実施市町村数）	全国	88.2% （1,611市町村）	86.8% （1,599市町村）	1.4% （12市町村）
	長野	80.0% （64市町村）	78.8% （63市町村）	1.2% （1市町村）

（参考）過去5年間の実施箇所数、児童数、実施市町村の推移

区 分		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
実施箇所数(か所)	全国	12,782	13,698	14,457	15,184	15,857
	増 減	809	916	759	727	673
長野	218	240	249	260	283	
	34	22	9	11	23	
長野市（参考）		11	13	18	17	17
児童数(人)	全国	502,041	540,595	593,764	654,823	704,982
	増 減	49,906	38,554	53,169	61,059	50,159
長野	8,571	9,673	10,891	11,657	12,815	
	1,296	1,102	1,218	766	1,158	
実施市町村割合 （実施市町村数）	全国	66.3% (2,149)	71.8% (2,303)	76.0% (2,373)	82.5% (1,980)	86.8% (1,599)
	長野	65.5% (78)	72.3% (86)	75.9% (88)	77.2% (78)	78.8% (63)

2 設置・運営主体別の状況

区 分		平成19年	平成18年	平成14年（参考）
公立公営 公立民営 民立民営 計	全国	7,409 (44.4%)	7,152 (45.1%)	/
		6,809 (40.8%)	6,453 (40.7%)	
		2,467 (14.8%)	2,252 (14.2%)	
		16,685 (100%)	15,857 (100%)	
公立公営 公立民営 民立民営 計	長野	204 (68.5%)	194 (68.5%)	151 (69.3%)
		58 (25.8%)	73 (25.8%)	54 (24.8%)
		24 (5.7%)	16 (5.7%)	13 (5.9%)
		286 (100%)	283 (100%)	218 (100%)

注：（ ）内は各年の総数に対する割合である。

3 実施規模の状況

実施規模		平成19年	平成18年	平成14年（参考）
9人以下 10人～19人 20人～35人 36人～70人 71人以上 計	全国	586 (3.5%)	550 (3.4%)	/
		1,992 (11.9%)	1,897 (12.0%)	
		4,359 (26.1%)	4,296 (27.1%)	
		7,300 (43.8%)	6,944 (43.8%)	
		2,448 (14.7%)	2,170 (13.7%)	
16,685 (100%)	15,857 (100%)			
9人以下 10人～19人 20人～35人 36人～70人 71人以上 計	長野	17 (5.9%)	23 (8.1%)	26 (11.9%)
		33 (11.5%)	37 (13.1%)	39 (17.9%)
		68 (23.8%)	55 (19.4%)	66 (30.3%)
		120 (42.0%)	119 (42.1%)	70 (32.1%)
		48 (16.8%)	49 (17.3%)	17 (7.8%)
286 (100%)	283 (100%)	218 (100%)		

注：（ ）内は各年の総数に対する割合である。

4 学年別登録児童の状況

学 年		平成19年	平成18年	平成14年(参考)
小学1年生	全国	268,931(35.9%)	255,316(36.2%)	
小学2年生		235,151(31.4%)	222,195(31.5%)	
小学3年生		170,850(22.8%)	154,366(21.6%)	
小学4年生以上他		74,546(9.9%)	73,105(10.4%)	
計		749,478(100%)	704,982(100%)	
小学1年生	長野	4,197(31.7%)	4,030(31.5%)	2,684(31.3%)
小学2年生		3,827(28.9%)	3,739(29.2%)	2,416(28.2%)
小学3年生		3,054(23.1%)	2,800(21.8%)	1,686(19.7%)
小学4年生以上他		2,162(16.3%)	2,246(17.5%)	1,785(20.8%)
計		13,240(100%)	12,815(100%)	8,571(100%)

注：()内は各年の総数に対する割合である。計数には、要支援児も含む

5 実施場所の状況

区 分		平成19年	平成18年	平成14年(参考)
児童館・児童センター	全国	2,595(15.6%)	2,595(16.4%)	
学校の余裕教室		4,759(28.5%)	4,435(28.0%)	
学校敷地内専用施設		3,047(18.3%)	2,861(18.0%)	
民家・アパート		1,060(6.4%)	1,070(6.7%)	
公的施設利用		1,604(9.6%)	1,526(9.6%)	
公有地専用施設		988(5.9%)	887(5.6%)	
民有地専用施設		708(4.2%)	636(4.0%)	
保育所		1,007(6.0%)	977(6.2%)	
幼稚園		397(2.4%)	353(2.2%)	
団地集会室		116(0.7%)	116(0.7%)	
商店街空き店舗		35(0.2%)	24(0.2%)	
その他		369(2.2%)	377(2.4%)	
計		16,685(100%)	15,857(100%)	
児童館・児童センター	長野	77(26.9%)	76(26.8%)	51(23.4%)
学校の余裕教室		70(24.5%)	66(23.3%)	48(22.0%)
学校敷地内専用施設		37(12.9%)	37(13.1%)	23(10.5%)
民家・アパート		10(3.5%)	11(3.9%)	12(5.5%)
公的施設利用		49(17.1%)	56(19.8%)	43(19.7%)
公有地専用施設		20(7.0%)	12(4.2%)	19(8.7%)
民有地専用施設		10(3.5%)	11(3.9%)	8(3.7%)
保育所		6(2.1%)	5(1.8%)	6(2.8%)
幼稚園		0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
団地集会室		1(0.4%)	1(0.4%)	1(0.5%)
商店街空き店舗		0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
その他		6(2.1%)	8(2.8%)	7(3.2%)
計		286(100%)	283(100%)	218(100%)

注：()内は各年の総数に対する割合である。

6 要支援児受入クラブ数の状況

受入数		平成19年	平成18年	平成14年(参考)
1 人	全国	3,081(18.5%)	2,791(17.6%)	
2 人		1,662(10.0%)	1,471(9.3%)	
3 人		776(4.7%)	715(4.5%)	
4人以上		1,019(6.1%)	893(5.6%)	
計		6,538(39.2%)	5,870(37.0%)	
1 人	長野	40(14.0%)	37(13.1%)	26(11.9%)
2 人		25(8.7%)	22(7.8%)	10(4.6%)
3 人		10(3.5%)	10(3.5%)	2(0.9%)
4人以上		15(5.2%)	13(4.6%)	4(1.8%)
計		90(31.4%)	82(29.0%)	42(19.2%)

注：()内は全クラブ数に対する割合である。

7 要支援児の学年別登録児童の状況

受入数		平成19年	平成18年	増 減
小学1年生	全国	3,381(1.3%)	2,923(1.1%)	/
小学2年生		3,465(1.5%)	3,044(1.4%)	
小学3年生		3,103(1.8%)	2,631(1.7%)	
小学4年生以上他		4,460(6.0%)	4,058(5.6%)	
計		14,409(1.9%)	12,656(1.8%)	
小学1年生	長野	37(0.9%)	41(1.0%)	4
小学2年生		42(1.1%)	39(1.0%)	3
小学3年生		44(1.4%)	30(1.1%)	14
小学4年生以上他		87(4.0%)	87(3.9%)	0
計		210(1.6%)	197(1.5%)	13

注：()内は学年別登録児童数に対する割合である。

8 終了時刻の状況

終了時刻		平成19年	平成18年	平成14年(参考)
17:00まで	全国	1,445(8.7%)	1,838(11.6%)	/
17:01~17:30		9,028(54.1%)	1,133(7.1%)	
17:31~18:00		5,742(34.4%)	7,627(48.1%)	
18:01~18:30		470(2.8%)	2,541(16.0%)	
18:31~19:00		16,685(100%)	2,341(14.8%)	
19:01以降		286(1.7%)	377(2.4%)	
計		286(100%)	15,857(100%)	
17:00まで	長野	2(0.7%)	2(0.7%)	9(4.1%)
17:01~17:30		0(0.0%)	0(0.0%)	147(67.5%)
17:31~18:00		115(40.2%)	123(43.5%)	60(27.5%)
18:01~18:30		102(35.7%)	132(46.6%)	2(0.9%)
18:31~19:00		66(23.1%)	26(9.2%)	218(100%)
19:01以降		1(0.3%)	0(0.0%)	
計		286(100%)	283(100%)	

注：()内は各年の総数に対する割合である。

9 休日等の実施の状況

開館状況		平成19年	平成18年	平成14年(参考)
土曜日	全国	12,655(75.8%)	11,692(73.7%)	/
日曜日		351(2.1%)	357(2.3%)	
夏休み等		15,455(92.6%)	13,844(87.3%)	
土曜日	長野	188(65.7%)	186(65.7%)	145(66.5%)
日曜日		0(0.0%)	0(0.0%)	3(1.4%)
夏休み等		248(86.7%)	253(89.4%)	178(81.7%)

注：()内は各年の総数に対する割合である。

10 利用できなかった児童数等の状況

		平成19年	平成18年	平成14年(参考)
利用できなかった児童がいるクラブ数	全国	2,253か所	2,020か所	/
利用できなかった児童数		14,029人 [266人]	12,189人 [219人]	
利用できなかった児童がいるクラブ数	長野	11か所	12か所	1か所
利用できなかった児童数		135人 [1人]	92人 [1人]	36人 [-]

注：利用できなかった児童数を把握しているクラブの数値である。

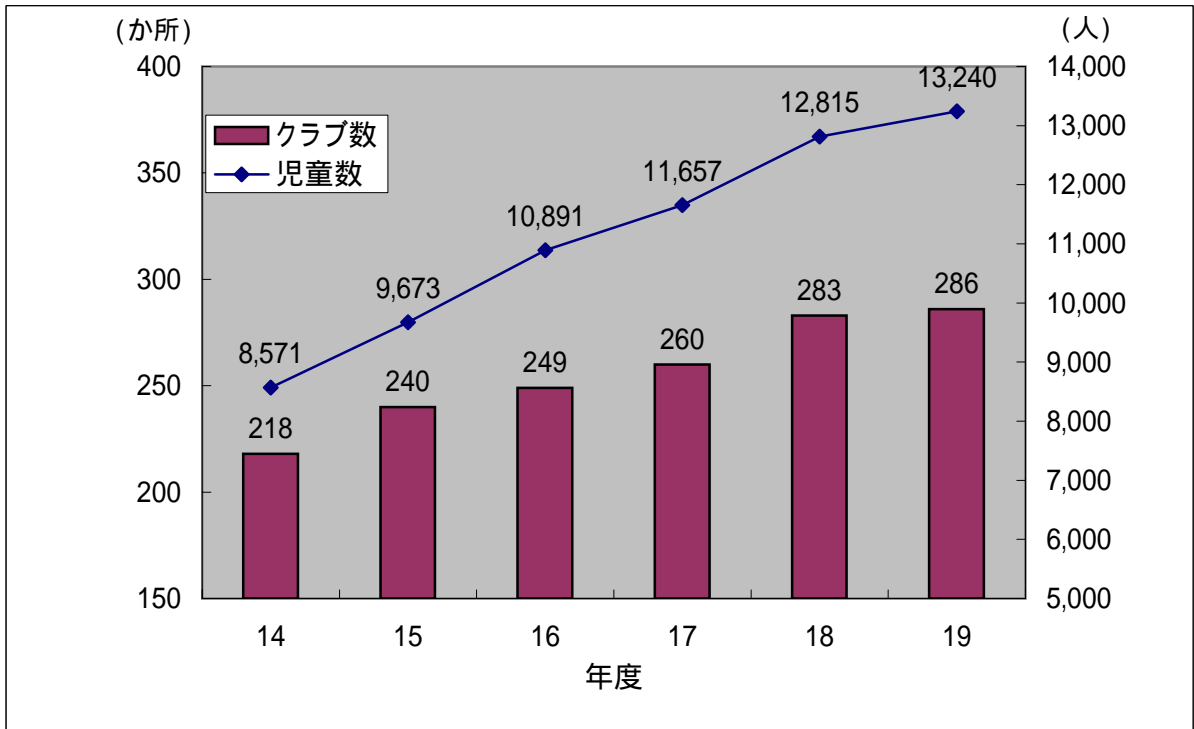
[]内は要支援児数であり、内数である。

(参考)市町村数

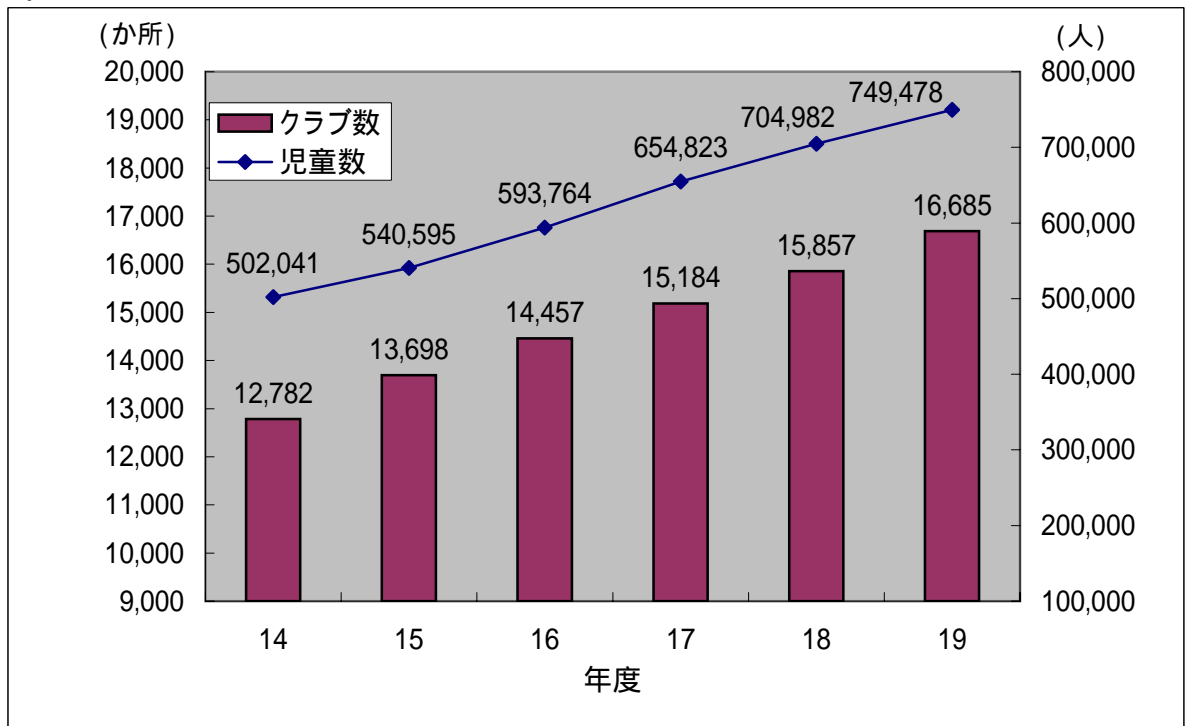
	平成19年	平成18年
全国	1,827市町村	1,843市町村
長野(長野市除く)	80市町村	80市町村

1. 利用児童数・クラブ数の推移

(1) 長野県

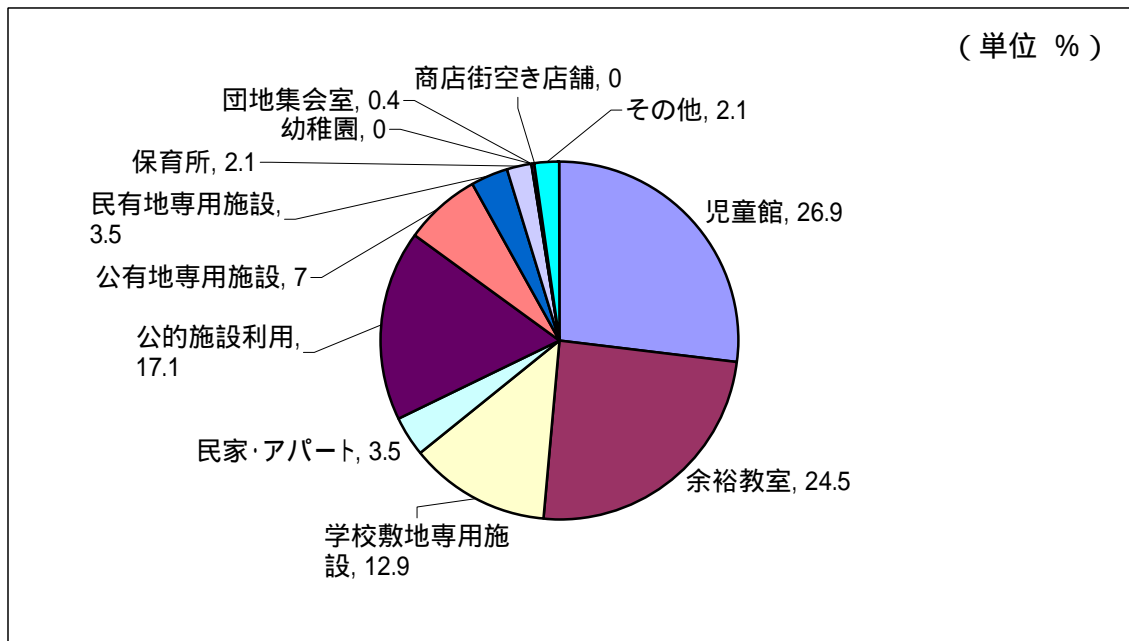


(2) 全国



2. 実施場所の状況

(1) 長野県



(2) 全国

